

1. 水道事業基盤の強化について（地方分権改革も含めて）

水道は、国民が日々の生活を営んでいく上で欠くことのできないものであり、供給が途絶えてはいけず、非常に重要なライフラインである。日本における水道普及率は平成24年度末において97.7%に達し、概ね国民皆水道といえるところまで発展を遂げており、水道行政は一定の成果を上げてきたといえる。

一方、現在、水道事業は、管路の老朽化、水道施設の耐震化の遅れ、職員数の減少といった課題に直面している。加えて、人口減少社会が到来し、多くの地域において、将来の水道料金収入の減少が確実となる中で、国民生活に密着した重要なインフラである水道をどう維持していくか、人口減少に伴う料金収入減がすぐそこに迫っていることを踏まえると、検討を将来に先送りするゆとりはなく、既に今すぐ検討を開始しないと手遅れになりかねない。

厚生労働省においては、これらの課題に対し、新水道ビジョンの提示、地域懇談会等を通じた新水道ビジョンに示された取組の具体化の支援、水道広域化検討の手引き、水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き等各種ツールの提供、予算措置等により、水道事業体における課題の把握、対応策の検討を支援してきた。

水道はその地域の地理・歴史を抜きにしては語れないものであり、各水道事業体ごとに課題を把握し、地域の実情に応じた対策を練り、実行に移していただくことが重要である。人口減少による水道料金収入の減少が多くの地域で確実視される一方、国の予算には一定の制約がある。

各水道事業体におかれては、本資料に載せた全国の状況に加え、各事業体における老朽化や耐震化の状況、更新の計画、施設更新を行うに十分な収入を賄える料金設定となっているのかなど、各事業体の置かれた状況を経営部門の責任者（首長や事業管理者）と共有し、検討を先送りすることなく、今すぐに、課題と向き合った対応を開始していただきたい。

厚生労働省においては、水道事業の基盤強化を一層推進するために、本年9月より、水道事業基盤強化方策検討会（生活衛生・食品安全部長参集）を開催し、検討を行っている。本検討会は、既に3回開催しているが、来年度施行予定の「地方分権改革における手挙げ式の水道事業等の認可権限移譲」について、権限移譲の具体的な要件について議論を行い、先日方針がとりまとまったところである。

この新しい仕組みは、都道府県がリーダーシップを発揮して広域化を進めること等を後押しするものであり、水道の持続性を高めるための一つの有効な方策と考えている。

一方で、本制度の活用を考えていない都道府県下の水道事業や本制度の対象とならない水道事業についても、事業基盤の強化を推進していく必要がある。検討会では、今後、こうした点も含め、広く基盤強化方策を検討することとしている。

また、指定給水装置工事事業者制度について、指定を受けているものの所在が不明な工事事業者が存在し、指定工事事業者・主任技術者の実態把握が不十分である等の

問題が存在することから、指定制度への更新制の導入等について、指定給水装置工事事業者制度に係る検討会において検討を進めているところである。

水道事業を取り巻く課題について、国における取組に不足するところがあれば、今後積極的に見直して行きたいと考えており、皆様からのご意見をお寄せいただければと考えている（※ ご意見は随時、各都道府県担当にお寄せ下さい）。